

農業災害補償法の規定により地方公共団体が行う共済事業の義務付けの緩和 （農業共済保険審査会の必置義務の見直し）

平成28年7月11日

石 川 県

1 提案の概要

農業災害補償法(以下「法」という。)第143条の2の規定により存置されている都道府県農業共済保険審査会(以下「審査会」という。)について、審査事案が発生した場合など、都道府県の判断で必要に応じて設置できるよう、必置義務の見直しを求めるもの。

2 提案の背景

農林水産省の「農業共済団体等における1県1組合化の取組の推進について」(農林水産省経営局長通知)に基づき、平成27年4月、県内4つの農業共済組合が合併・1組合化し、農業共済組合連合会は解散した。

このため、法第131条第1項で規定する「農業共済組合連合会の組合員は、保険に関する事項について不服があるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査を申し立てる」可能性は今後生じない。

→全国の1県1組合化状況（H28.4現在）：23都府県

また、法第143条の2第2項で規定する知事の諮問に応じて行う調査審議については、組合の合併による規模拡大・経営安定化に伴って審査会による関与の必要性が薄れ、昭和51年度の諮問に基づく審議を最後に開催していない状況となっている。

→本県組合数の推移：S26年206組合、S49年23組合、H9年4組合、H27年1組合

→S51年度の審議事項：S52水稻等から適用する通常責任保険歩合について

※農林水産省の依頼通知に基づく開催（以後開催依頼もなく、また開催基準等も示されていないため、開催なし）

※通常責任保険歩合：組合毎の共済金額のうち、通常災害部分に係る組合と連合会が責任分担する歩合

→全国の審査会直近開催年度（H28.4現在）：H19

→全国の審査会過去20年間未開催都道府県数（H28.4現在）：34

3 具体的支障事例

都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会開催の目処がないにも拘わらず委員に就任依頼の説明などを行う必要がある。

4 制度改正の効果

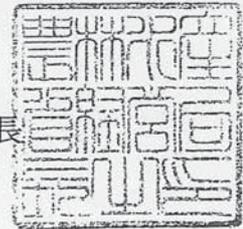
審査会に係る事務の負担が軽減され、本来業務の効率化が図られる。



22経営第4205号
平成22年11月5日

石川県知事 殿

農林水産省経営局長



農業共済団体等における1県1組合化の取組の推進について

農業共済組合、農業共済事業を実施する市町村及び農業共済組合連合会（以下「農業共済団体等」という。）が安定的に事業運営を行い農業災害補償制度の機能が将来にわたって発揮されるよう「農業共済団体等の組織体制強化の推進について」（平成21年3月27日付け20経営第7171号農林水産省経営局長通知）に基づき、農業共済団体等の組織体制強化の取組推進に格段のご尽力をいただいているところである。

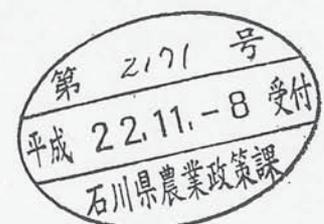
機能の的確な発揮のためには、国民の理解や支持を得ることも重要であり、より一層の合理的で効率的な制度運営、農家及び国民の負担軽減、農業共済団体のガバナンスの強化等が求められている。

このような中において、農業共済団体等の組織体制については、

- (1) 役員定数の削減をはじめとした組織のスリム化、農業共済組合及び農業共済事業を実施する市町村（以下「組合等」という。）・農業共済組合連合会間の事務の統合、簡素化など業務の効率化による運営コストの削減
- (2) 限られた人員、組織の下での職員配置の合理化・効率化、内部監査の充実等ガバナンスが強化された組織体制の構築及び農家サービスの維持・向上
- (3) 道府県内の農家に対して均質な内容の補償の提供、多数の者の危険分散による制度のより安定的な運営

等の課題があり、組合等・農業共済組合連合会・国という三段階制から1県1組合化による二段階制に移行することは、これらの課題に対処するための有効な手段と考えられる。

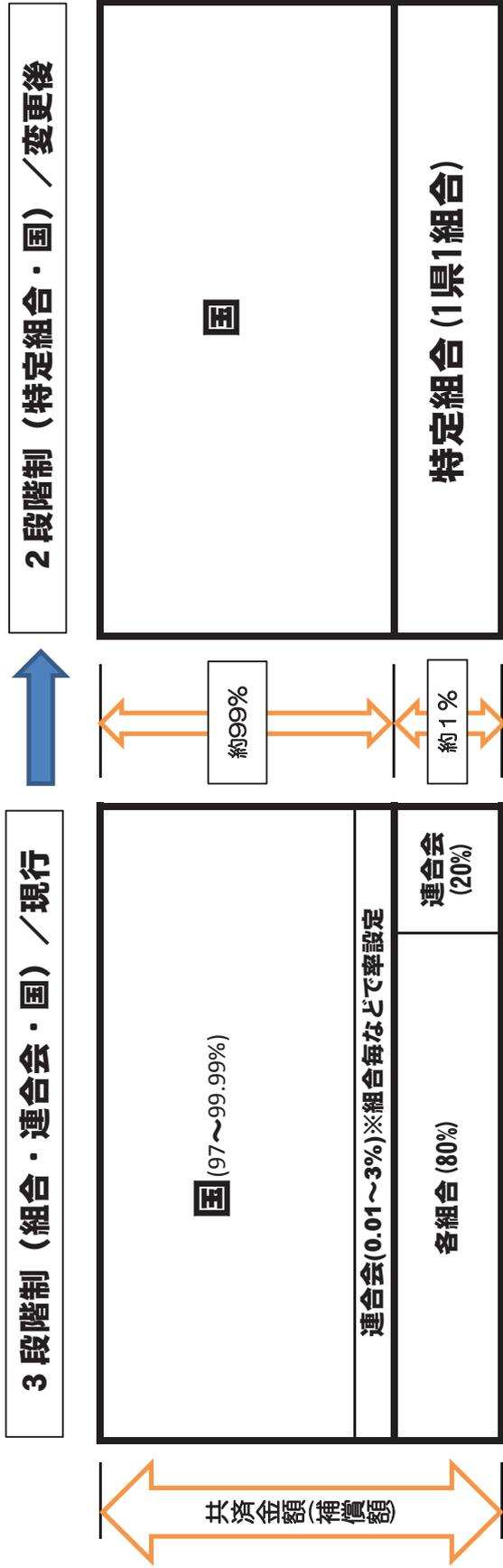
については、今後、1県1組合化による二段階制への移行を基本方針として推進することとしたので、御了知の上、下記について貴管下組合等に対する周知、指導をよろしく願います。



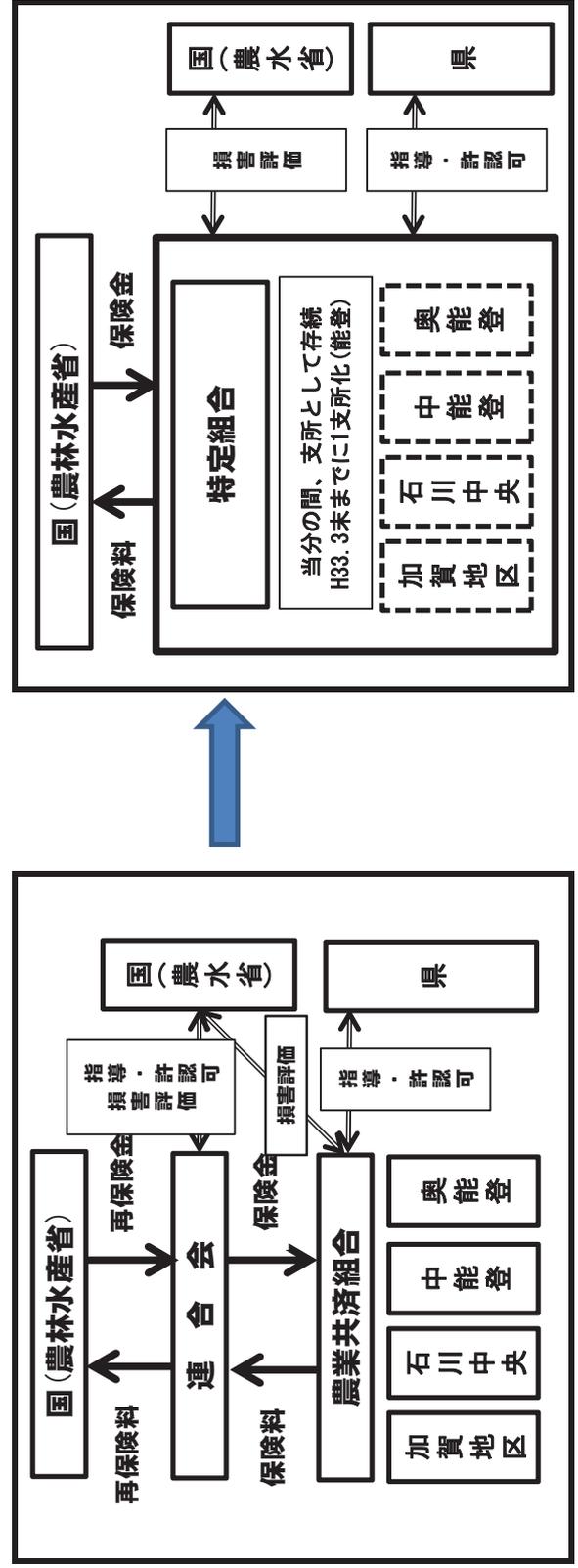
記

- 1 農業共済団体は、組合員による自主的な運営による組織であることにかんがみ、1県1組合化の検討・準備に当たっては、組合員自らが組織決定を行う必要があることから、組合員への周知、総会（総代会）における方針の議決等の必要な対応を図ること。また、農業共済事業を実施する市町村にあつては、1県1組合化についての検討等各市町村において必要な対応を図ること。
- 2 農業共済団体は、1県1組合に移行するに当たって、総会（総代会）における議決など法令等に基づく諸手続が必要であることから、当該手続きを適切に行うこと。
- 3 農業共済団体は、1の検討等に併せて自らが策定した組織体制強化計画について、必要な見直しを行うこと。

1県1組合(特定組合)化に伴う共済制度の変更(負担割合関係/水稲共済の一例)



保険制度イメージ図



農業災害補償法

(昭和二十二年十二月十五日法律第百八十五号)

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第百三十一条 農業共済組合連合会の組合員は、保険に関する事項について不服があるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査を申し立てることができる。

○2 前項の審査の申立ては、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

第百四十三条の二 都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置く。

○2 都道府県農業共済保険審査会は、第百三十一条第一項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、都道府県知事の諮問に応じて次の事項を調査審議する。

一 農業災害の発生、予防及び防止に関する事項

二 共済掛金、共済金額、保険料及び保険金額(政府と特定組合との間に存する保険関係に係るものを除く。)の適正化に関する事項

三 その他この法律の運用に関する重要事項

○3 前二項に規定するもののほか、都道府県農業共済保険審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

都道府県農業共済保険審査会規程
(昭和十六年十月一日勅令第八百八十九号)

最終改正：平成一八年十一月二二日政令第三六一号

第一条 都道府県農業共済保険審査会ハ農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号以下「法」ト謂フ）第百三十一条第一項 及第百四十三条の二第二項 ノ規定ニ依リ其ノ権限ニ属セシメタル事項ヲ処理シ又ハ調査審議ス

第二条 審査会ハ都道府県ノ名ヲ冠ス
○2 審査会ノ管轄区域ハ都道府県ノ区域トス

第三条 審査会ハ会長一人及委員九人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
○2 法第百四十三条の二第二項 ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ諮問シタル事項ヲ調査審議セシムルタメ必要アルトキハ審査会ニ臨時委員ヲ置クコトヲ得但シ其ノ数ハ三人以内トス

第四条 会長ハ都道府県知事ヲ以テ之ニ充ツ
○2 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ
一 都道府県知事ノ直近下位ノ内部組織ノ長 三人
二 農業共済組合ノ組合員又ハ法第八十五条の六第一項 ノ共済事業ヲ行フ市町村トノ間ニ農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済若クハ園芸施設共済ノ共済関係ノ存スル者 三人
三 学識経験アル者 三人
○3 臨時委員ハ学識経験アル者ヲ以テ之ニ充ツ

第五条 委員及臨時委員ハ都道府県知事之ヲ命ズ
○2 前条第二項第二号及第三号ノ規定ニ依ル委員ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ
○3 臨時委員ハ当該事項ノ調査審議ノ終了ニヨリ退任ス

第六条 会長ハ会務ヲ総理ス
○2 会長事故アルトキハ都道府県知事ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第七条 審査会ノ会議ハ委員(法第百四十三条の二第二項ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ諮問シタル事項ヲ調査審議スル場合ニ於テハ委員及臨時委員)ノ過半数出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ

○2 審査会ノ議決ハ出席セル委員及臨時委員ノ過半数ニ依ル可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

第八条 審査会ノ審査ノ裁決ハ理由ヲ附シタル文書ヲ以テシ之ヲ申立者ニ交付ス

第九条 審査会ニ幹事及書記ヲ置ク

○2 幹事及書記ハ都道府県ノ職員ノ中ヨリ都道府県知事之ヲ命ズ

○3 幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

○4 書記ハ会長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十条 本令ニ規定スルモノノ外審査会ニ関シ必要ナル事項ハ農林水産大臣之ヲ定ム

